

笹谷小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ちます。

- (1) いじめは人権侵害そして犯罪行為であるという認識をもち、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられている子どもの立場になり、絶対に守り通します。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。

2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が連携・協力し、実態把握に努めます。

- (1) 子どもの声に耳を傾けます。(アンケート調査、個別面談等)
- (2) 子どもの行動を注視します。(チェックリスト等)
- (3) 保護者と情報を共有します。(電話や家庭訪問、懇談会等)
- (4) 地域と日常的に連携します。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者とともに解消を目指します。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場になり、詳細な事実確認を行います。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応します。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たします。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ反省・謝罪をさせます。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。
- (6) いじめが解消した後も、本人・保護者と継続的な連絡を行います。

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 子どもが、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- (2) 道徳科や特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深めます。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用します
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払うとともに、教員研修の充実を図ります。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に見直し・点検して、改善充実を図ります。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。